

仕 様 書

1 貸付物件

物件番号	区分	施設の名称 (所在地)	設置場所	貸付面積 (幅×奥行)	設置台数	位置図	販売品目	その他 の条件
1	土地	愛媛県立宇和島南中等教育学校 (宇和島市文京町5番1号)	第二教棟1階通路	2.00m ² (2.00m×1.00m)	1台	別紙の1 のとおり	清涼飲料水等 お茶、水は必ず入れること (瓶、紙コップを除く)	別紙の2 のとおり
2	土地	愛媛県立宇和島南中等教育学校 (宇和島市文京町5番1号)	第二教棟1階通路	2.00m ² (2.00m×1.00m)	1台	別紙の1 のとおり	清涼飲料水等 お茶、水は必ず入れること (瓶、紙コップを除く)	別紙の2 のとおり
3	土地	愛媛県立宇和島南中等教育学校 (宇和島市文京町5番1号)	第二教棟1階通路	2.00m ² (2.00m×1.00m)	1台	別紙の1 のとおり	乳製品・清涼飲料水等 (紙パック)	別紙の2 のとおり

注1 貸付面積は、自動販売機本体の設置部分に加えて、放熱余地及び転倒防止器具・使用済み容器回収ボックス等の付属設備の設置部分を合わせた面積である。

注2 参考資料⁴別紙の3のとおりである。

2 電気料金及びその他必要経費

電気料金は設置者の負担とし、その使用実績に基づき県が算定した額を県に支払うこと。（算定するための子メーターは、設置者が自らの負担で設置する。）

なお、自動販売機を設置している施設に関し、耐震工事等を行うため設置済みの自動販売機を施設内で移設させる必要が生じた場合についても、移設にかかる費用は設置者の負担とする。

3 転倒防止措置

「自動販売機の据付基準」（JIS規格）及び「自動販売機据付規準」（自動販売機据付規準策定委員会作成）を遵守した転倒防止措置を講じること。

4 付属設備

自動販売機、転倒防止器具・使用済み容器回収ボックス等の付属設備は、物件ごとに示した場所に貸付面積を超えないものを設置すること。

5 販売実績の報告

次回入札の参考資料とするため、設置者は、年度の販売実績（1台ごとの販売数量、販売金額）をとりまとめ、翌年度4月末日までに施設管理者に販売実績報告書（任意の様式で可）を提出すること。

6 使用上の制限

- (1) 貸貸借契約書の貸付条件を遵守し、貸付料等を定められた納入期限までに確実に納めること。
- (2) 県の承認を得ないで自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は担保に供しないこと。
- (3) 販売品の搬入、廃棄物の搬出時間及び経路については、施設管理者の指示に従うこと。
- (4) 販売品目は、物件ごとに本書記載のとおりとし、別紙の2（5）を上回る価格での販売は行わないこと。

7 維持管理責任

- (1) 販売品の補充、釣り銭管理など自動販売機の維持管理は、設置者が責任をもって行うこと。
また、販売品の賞味期限等に注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。
- (2) 使用済み容器回収ボックスは、販売品の容器の種類に応じたものを設置し、設置者の責任で適切に回収、リサイクルすること。
- (3) 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出・検査等が必要な場合は、遅滞なく手続等を行うこと。
- (4) 自動販売機の故障・問い合わせ及び苦情については、設置者の責任において対応すること。
また、自動販売機に故障等が起こった場合の連絡先を明記すること。

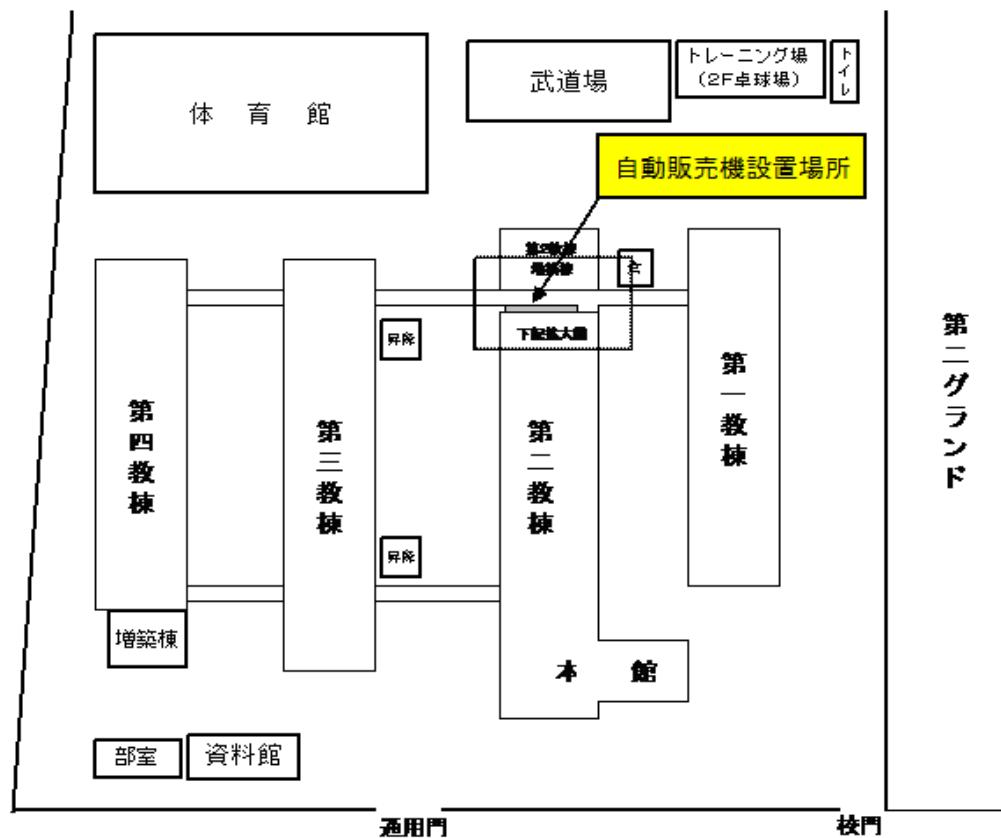
8 原状回復等

設置者は、貸付期間が満了したとき又は契約が解除されたときは、速やかに原状に回復すること。

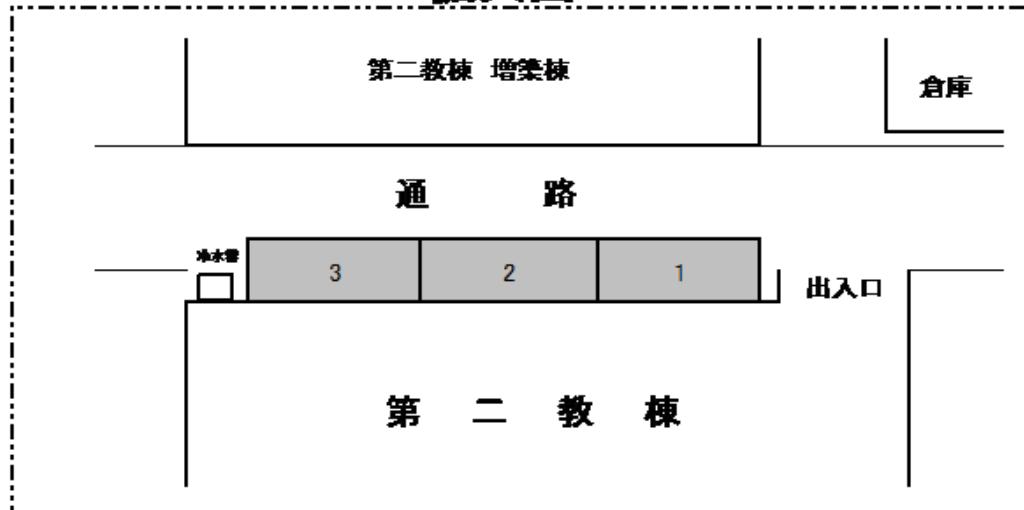
また、設置者は、原状回復に要した費用、自動販売機の設置に伴い支出した経費、有益費その他一切の費用について、県に対し、その償還等の請求をすることができない。

1 位置図

位 置 図



拡大図



2 その他の条件

(1) 物件1は【災害救援ベンダーを導入すること】

・愛媛県災害対策本部設置時または当該施設に避難者の受入があったとき（以下「災害時」という。）に、施設管理者の操作により在庫商品を無償提供できる機能へ切り替えることが可能な機種であること。

・災害時は施設管理者の文書による要請（急を要する場合は電話その他の方法により、事後に文書を送付）に基づき、在庫商品を無償提供すること。

(2) 物件2は【県産品を導入すること】

○地産地消、食育の観点から、次に掲げる愛媛県内産の原料を使用した飲料を、いずれか1種類以上取り扱うこと。

- ・愛媛県内産の野菜や果実を原料としているもの
- ・愛媛県内産の茶葉を原料としているもの
- ・愛媛県内産の生乳を原料としているもの
- ・その他愛媛県内産の農林水産物を原料としているもの

(3) 販売品目は、入札物件番号に応じた品目（酒類を除く）とする。ただし、生徒の健康に配慮した販売品目及び内容量とすること。

(4) 施設管理者より品目変更の依頼がある場合は、原則として対応すること。

(5) 生徒の福利厚生の充実を目的としているため販売価格は標準販売価格（定価）の90%以内とする。

(6) 販売時間については規制しない。ただし、施設管理者の都合により、変更されることがある。

(7) 故障中には、設置者の営業時間において連絡から1時間以内に対応できること。

3 参考資料

物件番号	前年度の庁舎管理料（注）	前年度の販売数量	今年度の職員数、生徒数等	その他
1	電気料金 34,399円	ペットボトル・缶 10,739本	生徒数 413名 教職員数 86名	
2	電気料金 37,559円	ペットボトル・缶 7,738本	上記に同じ	
3	電気料金 39,318円	紙パック 5,521本	上記に同じ	

注 現在設置している自動販売機について、前年度に県が自動販売機設置者から徴収した貸付料を除く電気料金等の管理費用である。